

令和4年度 第1回 みどりのみずべの将来ビジョン検討会議

「みどりのみずべの将来ビジョン」 概要

令和4年6月30日(木)



滋賀県都市計画課

「みどりとみずべの将来ビジョン」概要

「みどりとみずべの将来ビジョン」概要

■ ビジョン策定の背景

- これまで、琵琶湖やその周辺においては、自然環境や景観の保全を中心に各種取り組みが進められ、琵琶湖という誇れる資源は大切に守り受け継がれてきた。
- 一方で、その素晴らしい自然に触れ、景観を楽しめる場が十分に受け継がれてきたとは言い難い状況であった。
- 近年、琵琶湖で【外来動植物の増加】【水草の大量繁茂】【在来魚介類の減少】等の課題が生じていることを受け、平成29年に滋賀県で「琵琶湖保全再生施策に関する計画(=琵琶湖保全再生計画)」を策定した(令和3年3月改定)。
- 琵琶湖保全再生計画では、琵琶湖を「守る」と「活かす」ことの好循環を推進する方策を検討することとしている。

「みどりとみずべの将来ビジョン」概要

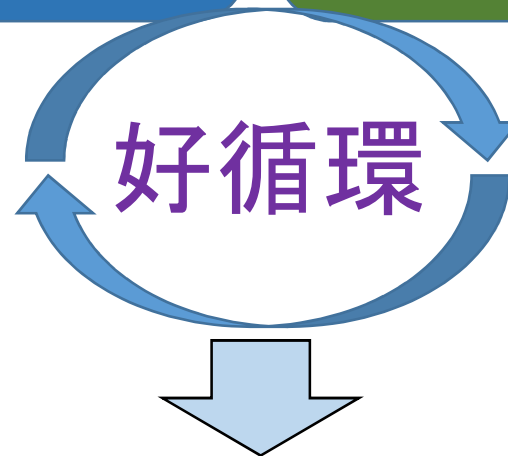
■ ビジョン策定の背景

琵琶湖を「守る」

琵琶湖の価値を守るためには、多様な主体による課題解決に向けた取組が必要。

琵琶湖を「活かす」

琵琶湖を活かす取組は、琵琶湖の保全再生に対する思いを更に強めることに繋がる。



民間参入の促進に向けて、湖辺域を対象に「守る」と「活かす」の好循環に資するまちづくりの方向性を各市町と共有するため、令和2年3月に「みどりとみずべの将来ビジョン」を策定した。

「みどりとみずべの将来ビジョン」概要

■ ビジョン概要

- 保全を前提としつつ、琵琶湖の資源を活かしたイベントの実施やオープンカフェの設置等の賑わい創出に資する利用・活用を促進し、持続可能な地域振興に繋げることを目指す。
- 琵琶湖の水際線から概ね 200m の湖辺域を対象に、それぞれの将来像として【保全エリア】【利用エリア】【活用エリア】に区分する。
- 各エリア区分に応じた各種施設や事業等が展開されることで、琵琶湖辺での持続可能な保全・利用・活用が図られることを目指す。
- 本ビジョンに基づく施策や事業の推進にあたっては、【検討会議】や【推進WG】の開催により、協力する体制をつくる。

■ 検討体制

組織	概要	構成
検討会議 (定期)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 保全・利用・活用のあり方の共通認識の構築・具体的な取組事例の共有 ➢ 推進WGからの報告の共有 ➢ 各自治体の各種施策等の本ビジョンへの位置付けの検討(必要に応じて本ビジョンの見直しの検討) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 県内 19 市町 ➢ 独立行政法人 水資源機構 ➢ 国土交通省 近畿地方整備局 ➢ 琵琶湖河川事務所 ➢ 県庁内関係各課 ➢ 事務局(県都市計画課)
推進WG (随時)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 実現性の有無の検討 ➢ 具体施策の推進に関する課題および推進方針の検討 ➢ 具体施策の推進組織の構築に関する調整 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 当該市 ➢ 関係機関 ➢ 事務局(県都市計画課)



(検討体制イメージ図)

「みどりとみずべの将来ビジョン」概要

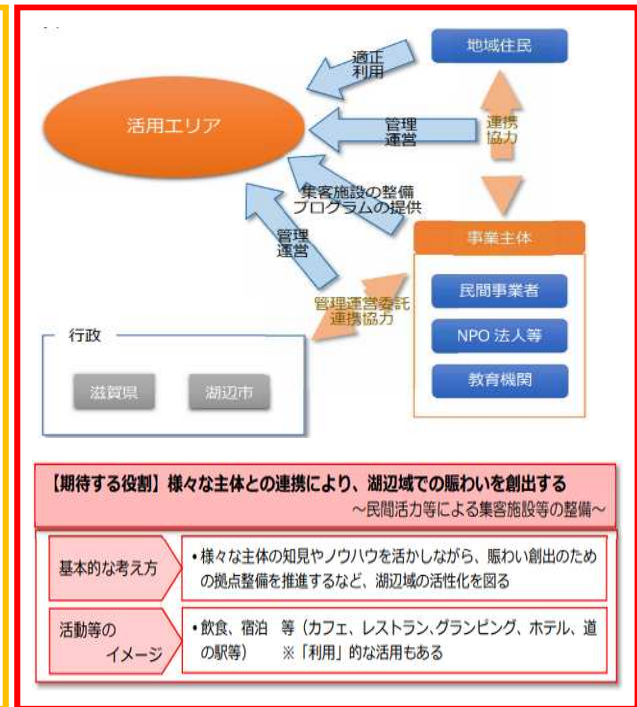
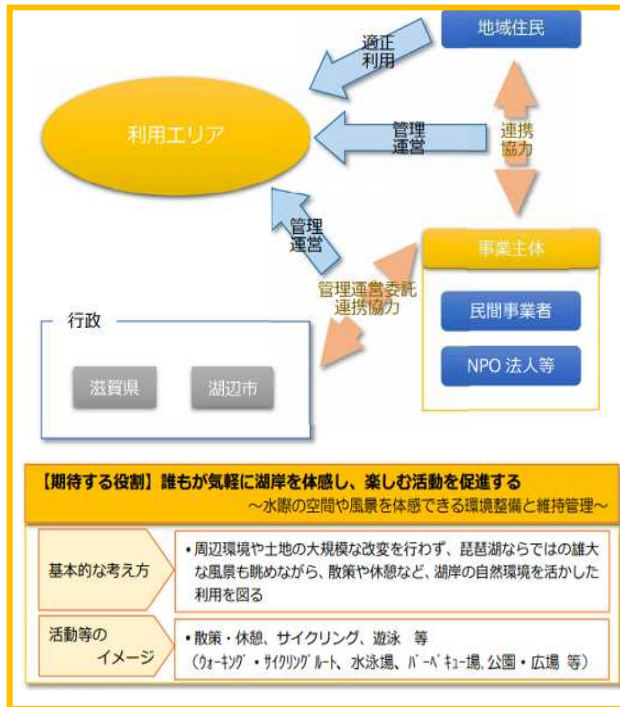
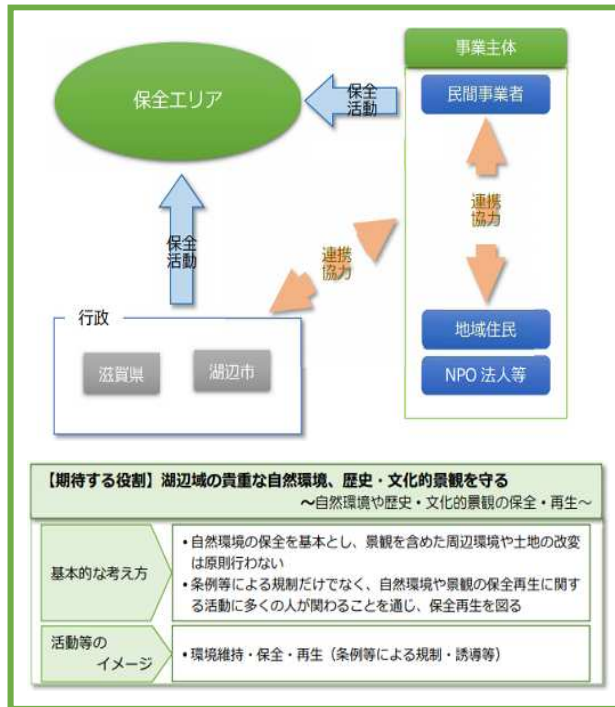
■ エリア区分

○各エリアの基本的な考え方

【保全エリア】 → 原則、土地の改変を行わない
(環境維持・保全・再生)

【利用エリア】 → 湖岸の自然環境を活用し、土地の改変を最小限にとどめた整備
(散策・休憩、サイクリング、遊泳等)

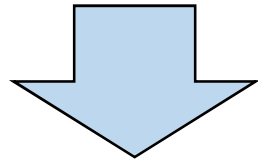
【活用エリア】 → 土地改変を伴った、賑わい創出の拠点整備
(飲食・宿泊の集客施設整備等)



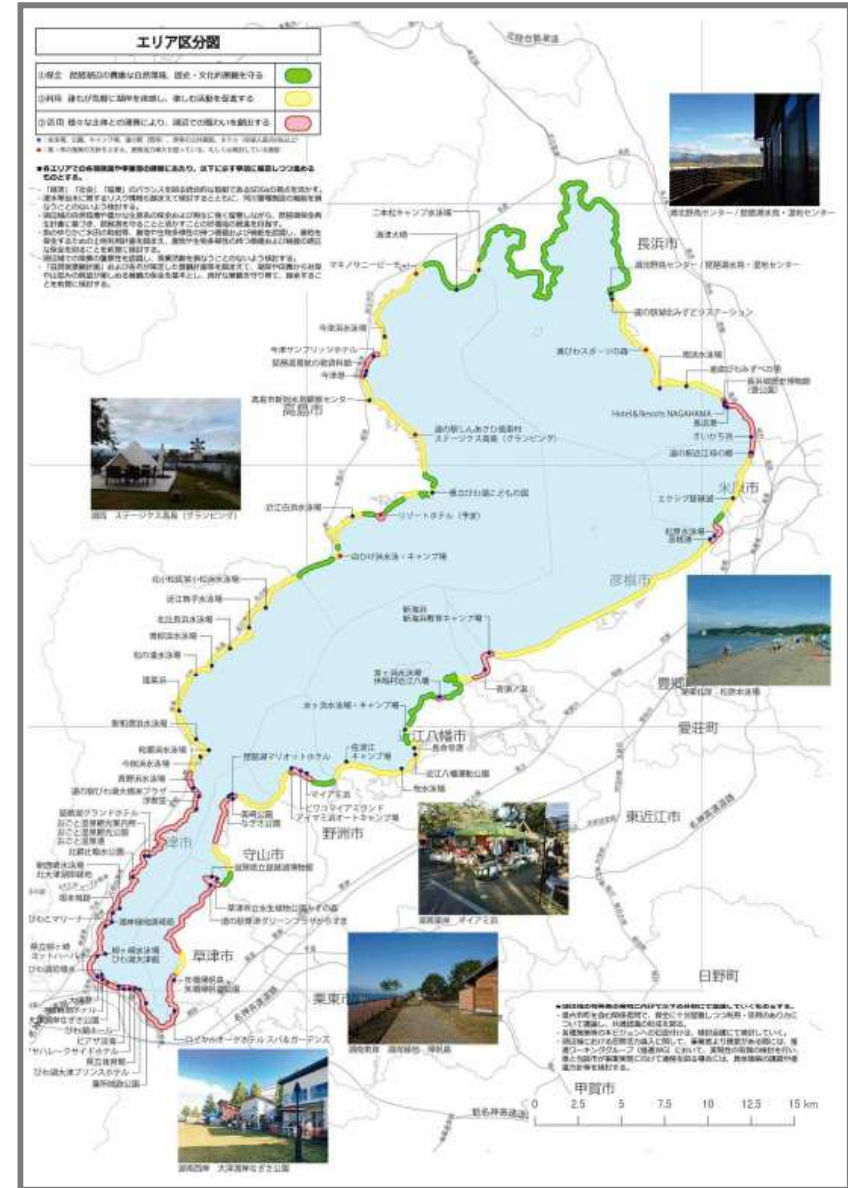
「みどりとみずべの将来ビジョン」概要

■ エリア区分図

湖辺域に位置する各市の既往計画や施設の分布状況と、前頁で示した【各エリアの基本的な考え方】を勘定し、**水際線から概ね 200mの範囲**を「保全」「利用」「活用」のエリアに区分した【エリア区分図】を作成した。



- このエリア区分図を踏まえ、関係者間で各エリアの方向性を共有し、互いに連携しながら、それぞれのエリアの将来像の実現を目指す。
- 各エリアでの様々な施策の展開にあたってはその土地の法的な位置付けを把握し、土地利用計画等を踏まえた上で検討する。



(参考) 水辺利活用に係る法規制の例

導入に関する法制度

制度名称	根拠となる法律	土地の種別	内容
・河川敷地の占用許可の特例（河川空間のオープン化） ・工作物の新築等の許可	・河川法（琵琶湖敷地の占用許可基準）	河川区域・河川保全区域	・民間事業者等による施設（飲食店やイベント施設等）の設置・占用（10年以内）
・設置管理許可	・都市公園法 ・条例	都市公園区域	・民間事業者等による公園施設（カフェ・レストラン、水族館等）の設置や管理（10年以内）
・公募設置管理制度（以下、Park-PFI）			・民間事業者等による公園施設（カフェ・レストラン、水族館等）、広告物等の設置（20年以内）
・行為の許可	・自然公園法	自然公園区域	・民間事業者等による建築物等（住宅、店舗等）の設置
・公園事業			・民間事業者等による公園利用施設（店舗、ホテル、スキー場等）の設置（事業認可の期間中）

制度名称	根拠となる法律	土地の種別	内容
・目的外使用許可	・国有財産法 ・地方自治法	その他の公有地	・民間事業者等による土地の使用（1年以内）
・貸付			・民間事業者等への土地の貸付（契約による。約20年～50年）
・指定管理者制度			・民間事業者等による公園の管理運営（県指定管理者制度に関するガイドラインでは、原則5年）
・国有林野の貸付	・国有林野の管理経営に関する法律	森林地域	・民間事業者等への国有林野の貸付（契約による。約20年～50年）
・農業振興地域制度	・農振法	農業地域	・農用地区域内での農産物販売施設の設置

(参考) 水辺利活用に係る法規制の例

手続きに関する法制度

制度名称	根拠となる法律	土地の種別	内容
・林地開発許可制度	・森林法	森林地域	・地域森林計画対象民有林での開発
・農地転用許可制度	・農地法	農業地域	・農用地区域外の農地の他用途への転用
・都市計画区域	・都市計画法	市街化調整区域	・市街化調整区域の土地利用
・開発許可制度			・法第 34 条各号に適合する建築物の建築

県庁内所管課(参考)

法律	所管課(県庁内)
河川法	流域政策局
都市公園法	都市計画課
自然公園法	自然環境保全課
国有財産法	総務課
農振法	農政課
森林法	森林保全課
農地法	農政課
都市計画法	都市計画課, 住宅課